

太陽光発電の余剰電力買取制度にご理解・ご協力を！

太陽光発電は、太陽の恵みを利用したクリーンなエネルギー。その普及・拡大は、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策、さらに日本の将来を支える新たな産業の育成などの効果につながり、すべての方の未来に関わるものといえます。

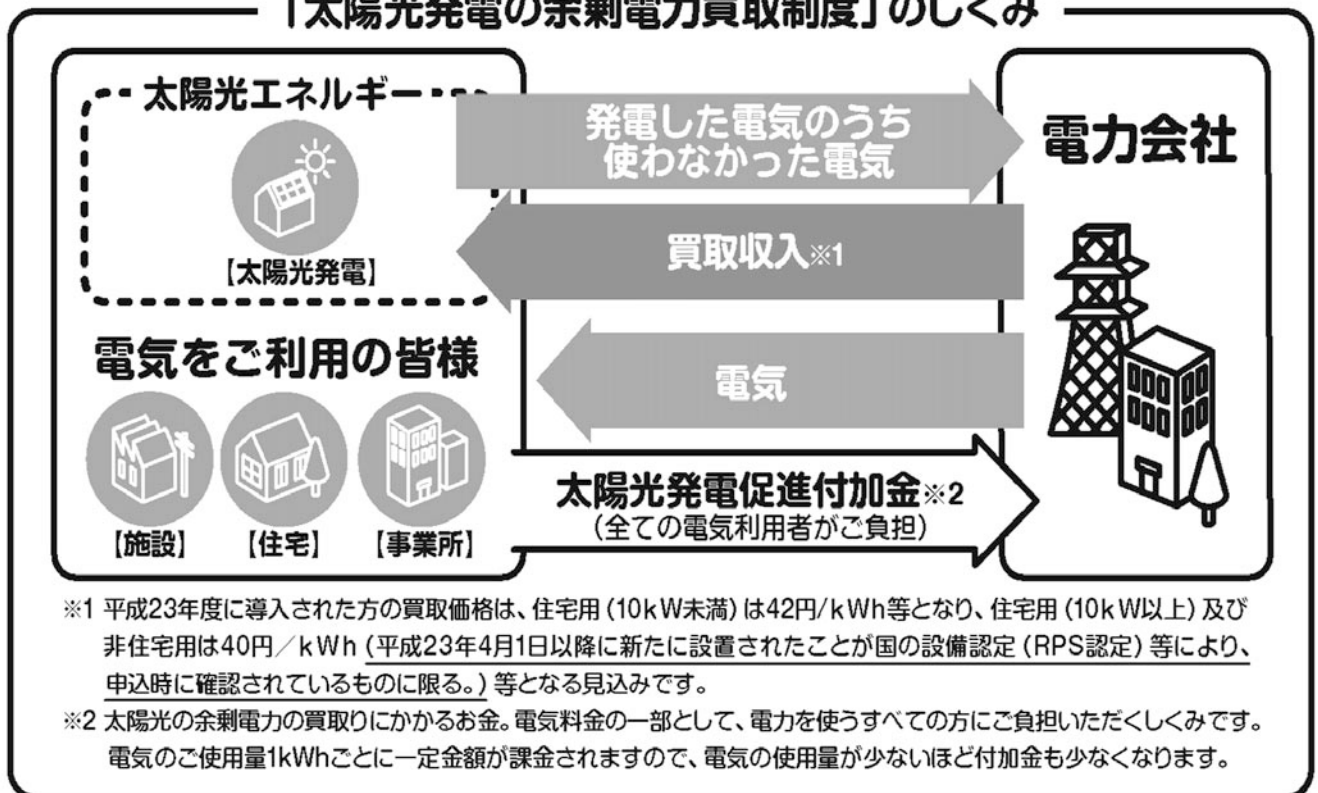
家庭や事業所等において太陽光で発電された電力のうち、使わなかった電気の買取りを電力会社に義務づける「太陽光発電の余剰電力買取制度」が、平成21年11月からスタートしています。

買取りに必要な費用は、「太陽光発電促進付加金」という項目で、電気料金の一部として、電気を使うすべての方にご負担をお願いしています。標準家庭（1ヶ月の電気使用量が約300kWhの場合）のご負担額は、月に3～21円程度となり、ご負担額は、太陽光発電の普及のために使われます（平成23年4月分の電気料金より、ご負担が開始されます）。

この制度により、住宅向け太陽光発電の導入は制度開始前に比べ約3倍に伸びており、価格低下も進んでいるところです。

今後更なる太陽光発電の普及・拡大を、国民全体で支援するために、本制度へのご理解をお願いします。

「太陽光発電の余剰電力買取制度」のしくみ



【お問い合わせ先】

制度の詳細については、[経済産業省 資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室](http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori)へ

◎ホームページ <http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori>

◎問い合わせ窓口

(3～5月) ☎0570-057-333 ※PHS、IP電話からは☎03-5520-5500

(6月以降) ☎03-3501-1511 (内線4455～4458)